

各 地 方 機 関 の 長 殿
各 都 道 府 県 警 察 の 長

原議保存期間	5年(平成36年3月31日まで)
有効期間	一種(平成36年3月31日まで)

警 察 庁 丙 暴 発 第 1 2 号
平 成 3 1 年 4 月 1 日
警 察 庁 刑 事 局 長

暴力追放功労者及び暴力追放功労団体等表彰取扱要綱の一部改正について
暴力追放功労者及び暴力追放功労団体等に対する表彰については、「暴力追放功労者
及び暴力追放功労団体等表彰取扱要綱の制定について」（平成9年5月23日付け警察庁
丙暴一発第7号、丙生企発第31号）により実施してきたところであるが、この度、別添
のとおり「暴力追放功労者及び暴力追放功労団体等表彰取扱要綱」を改正したので、事
務処理上遺漏のないようにされたい。

別添

暴力追放功労者及び暴力追放功労団体等表彰取扱要綱

第1 趣旨

この要綱は、多年にわたり暴力追放活動に尽力し、暴力団等（暴力団、暴力団員、準構成員、総会屋等及び社会運動等標ぼうゴロをいう。以下同じ。）にかかる犯罪等の防止に多大の功労があったと認められる者（個人及び団体をいう。以下同じ。）に対し、警察庁長官（以下「長官」という。）と全国暴力追放運動推進センター（以下「全国センター」という。）の代表者（以下「全国センター会長」という。）とが連名で行う表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 表彰の種類、数等

1 表彰の種類及び数

(1) 暴力追放功労者表彰

ア 暴力追放栄誉金章（以下「金章」という。） 毎年11人前後

イ 暴力追放栄誉銀章（以下「銀章」という。） 毎年22人前後

ウ 暴力追放栄誉銅章（以下「銅章」という。） 毎年44人前後

(2) 暴力追放功労団体表彰 毎年11団体前後

(3) 暴力追放功労特別表彰 必要な数

(4) 暴力追放功労職員表彰 必要な数

(5) 感謝状 必要な数

2 副賞

表彰には、記念品その他の副賞を付することができる。

第3 表彰の対象

1 暴力追放功労者表彰

(1) 金章 多年にわたり暴力追放活動に尽力し、暴力団等にかかる犯罪等の防止に抜群の功労があったと認められる個人

(2) 銀章 多年にわたり暴力追放活動に尽力し、暴力団等にかかる犯罪等の防止に特に顕著な功労があったと認められる個人

(3) 銅章 多年にわたり暴力追放活動に尽力し、暴力団等にかかる犯罪等の防止に多大の功労があったと認められる個人

2 暴力追放功労団体表彰

多年にわたり暴力追放活動に尽力し、暴力団等にかかる犯罪等の防止に特に顕著な功労があったと認められる団体

3 暴力追放功労特別表彰

暴力追放活動に尽力し、暴力団等にかかる犯罪等の防止に特別の功労があったと認められる者

4 暴力追放功労職員表彰

全国センター又は都道府県暴力追放運動推進センター（以下「都道府県センター」という。）の職員及び警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」と

いう。)が非常勤の職員として任命した個人であって、暴力団等にかかる犯罪等の防止に抜群の貢献があったと認められるもの

5 感謝状

全国センター又は都道府県センターの事業の推進に関し多大の協力をしたと認められる者

第4 選考の基準

1 暴力追放功労者表彰

- (1) 金章 原則として銀賞を授与されてから3年以上経過している個人であって、第3の1の(1)に該当するもの
- (2) 銀章 原則として銅賞を授与されてから5年以上経過し、かつ、管区警察局長(以下「管区局長」という。)と管区内暴力追放運動推進センター連絡協議会の代表者(以下「センター連絡協議会会長」という。)との連名表彰又はこれに準ずる表彰を受けている個人であって、第3の1の(2)に該当するもの
- (3) 銅章 原則として7年以上暴力追放活動に尽力し、かつ、警察本部長と都道府県センターの代表者(以下「都道府県センター代表者」という。)との連名表彰又はこれに準ずる表彰を受けている個人であって、第3の1の(3)に該当するもの

2 暴力追放功労団体表彰

原則として10年以上の暴力追放活動に尽力し、かつ、管区局長とセンター連絡協議会会長との連名表彰、警察本部長と都道府県センター代表者との連名表彰又はこれらに準ずる表彰を受けた団体であって、第3の2に該当するもの

3 暴力追放功労特別表彰

全国の暴力追放運動に多大の影響を及ぼす活動を行い、かつ、警察本部長と都道府県センター代表者との連名表彰又はこれに準ずる表彰を受けている者であって、第3の3に該当するもの

4 暴力追放功労職員表彰

原則として5年以上、全国センター又は都道府県センターの職員及び都道府県警察の非常勤の職員として職務に精励した個人であって、第3の4に該当するもの

5 感謝状

第3の5に該当するもの

第5 選考及び上申

1 警視庁に係る選考及び上申

警視総監は、東京都の都道府県センター代表者と協議の上、第4に定める選考の基準に該当する者(以下「表彰対象者」という。)のうちから真に表彰に値すると認められるものについて、別表に定める数の暴力追放功労者表彰候補者及び暴力追放功労団体表彰候補団体並びに必要な数の暴力追放功労特別表彰候補者・候補団体、暴力追放功労職員表彰候補者及び感謝状授与候補者・候補団体(以下「表彰候補者等」という。)を選考し、その結果を別記様式1、別記様式2及び別記様式3の上申書(以下「上申書」という。)により、毎年8月末日までに長官(警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長経由。以下2及び3において同じ。)に報告すること。

2 北海道警察に係る選考及び上申

北海道警察本部長は、北海道の都道府県センター代表者と協議の上、表彰対象者のうちから真に表彰に値すると認められるものについて、表彰候補者等を選考し、その結果を上申書により、毎年8月末日までに長官に報告すること。

3 各府県警察に係る選考及び上申

(1) 各府県警察本部長は、各府県の都道府県センター代表者と協議の上、表彰対象者のうちから真に表彰に値すると認められるものについて、表彰候補者等を選考し、その結果を上申書により、毎年8月10日までにそれぞれの管区局長に報告すること。

(2) 各管区局長は、それぞれのセンター連絡協議会会長と協議の上、(1)により報告があった者のうちから真に表彰に値すると認められるものについて、表彰候補者等を選考し、その結果を上申書により、毎年8月末日までに長官に報告すること。

4 選考及び上申上の配意事項

(1) 1から3までにより表彰候補者等の選考及び上申を行う場合には、その適格性について次の事項に留意し、表彰の趣旨が生かされるようにすること。

ア 役職や年功等のみによることなく精力的に尽力している者について行うほか、暴力モニター、暴力監視員その他暴力追放活動に尽力しているボランティアについても行うこと。

イ 品行方正で他の模範となる者の中から行うこと。

ウ 前科、前歴等を有する場合には、犯罪の態様、改悛の状況、暴力追放活動への貢献度等を総合的に検討した上で行うこと。

(2) 1から3までにより表彰候補者等の選考及び上申を行った後に、表彰にふさわしくない事情が明らかとなった場合には、直ちに報告先にその旨を報告すること。

5 警察庁の選考

(1) 長官は、全国センター会長と協議の上、1から3までにより報告があった者のうちから真に表彰に値すると認められるものについて、第2に定める数の受賞者及び受賞団体を選考する。

(2) 長官は、(1)に定めるところにかかわらず、全国センター会長と協議の上、表彰の必要が特にあると認められる者を当該表彰の受賞者又は受賞団体として選考することができる。

第6 表彰の実施

表彰は、原則として毎年11月に開催される全国暴力追放運動中央大会において行う。ただし、これによりがたい事情がある場合には、この限りでない。また、暴力追放功労者表彰、暴力追放功労特別表彰、暴力追放功労職員表彰又は感謝状を受けべき個人が死亡した場合には、生前にさかのぼって表彰する。

第7 金章、銀章及び銅章の形状、制式等

1 金章、銀章及び銅章（以下「金章等」という。）の形状及び制式は、別図第1のとおりとする。

2 金章等の受賞者は、その略章を着用することができる。

金章等の略章の形状及び制式は、別図第2のとおりとする。

第8 雑則

第1から第7までに定めるもののほか、長官と全国センター会長とが連名で行う表彰に関し必要な事項は、長官が全国センター会長と協議の上、定める。

※別表等省略